

認証保育所等保育料の負担軽減助成制度の改善に関する陳情

陳情の要旨

子どもを認証保育所等の対象施設に通わせている保護者への保育料の一部を助成する制度について、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料となるように保育料補助制度を改善してください。

陳情の理由

現在の板橋区における子どもを認証保育所等の対象施設に通わせている保護者への保育料の一部を助成する制度は、児童一人につき保護者の前年分所得税課税額別の助成金額が、

- 12万円未満だと月額20,000円
- 12万円以上18万円未満だと月額15,000円
- 18万円以上24万円未満だと月額10,000円
- 24万円以上30万円未満だと月額5,000円(※)
- 30万円以上だと対象外(※)

(※：平成26年度に限り経過措置として、助成金額が5,000円及び対象外の場合でも、10,000円を助成)となっています(板橋区ホームページ：“認証保育所等保育料の負担軽減助成制度について”

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/026/026965.html より)。

しかし、この助成制度では子どもを高額な認証保育所に通わせる保護者と認可保育園に通わせる保護者の経済的負担の格差を十分に是正できるものではありません。

例えば2歳児クラスの場合、認可保育所では前年度所得税課税額が3,000円未満の世帯だと、保育料は児童一人あたり月額8,200円です(板橋区の「保育園入園のしおり(平成26年度用)」P8より)。一方例えば、板橋区内にある認証保育所等保育料補助対象園である認定こども園コスモイト成増保育園だと2歳児クラスの保育料は現行の補助を得た場合、一人あたり月額27,000円(47,000円(正規保育料)－20,000円(助成額))です。つまり、2歳児クラスで上記課税額世帯の場合、認可保育所に通う児童の保育料とコスモイト成増保育園に通う児童の保育料の差は月額18,800円に

もなります。年額にすると225,600円の差額です。

ただでさえ園庭の無い認証保育所等は園庭のある認可保育園に比べ保育環境に格差があるなか、それに加え現存する経済的格差は認証保育所に通わせる保護者にとってより大きな負担となっています。

子どもを認証保育所等に通わせている親とその子どもも、認可保育園に通わせている親とその子どもも同じ板橋区民であるという観点から、現行の助成制度の改善が必要である、と考えたのが陳情の理由です。

なお、子どもを認証保育所等の対象施設に通わせている保護者への保育料の一部を助成する制度について、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料となるような保育料補助制度は千代田区で既に実施されています（千代田区ホームページ“認証保育所・区補助対象保育室・幼保一体施設内保育園 保育料減額補助”

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/hoikuen/kinkyuhoiku/hojo-hoiku/index.html> 参照)。

提出年月日 平成26年5月27日

陳情者

氏名 紫垣 伸也

板橋区議会議長 茂野 善之 様